

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年2月分]

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                     | 事業者の所在地           | 営業所の名称 | 営業所の所在地             | 行政処分等の内容              | 主な違反の条項                  | 違反行為の概要   |
|-----------|--|-------------------|--------|---------------------|-----------------------|--------------------------|---|
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 七戸郵便局  | 青森県上北郡七戸町七戸205-3    | 輸送施設の使用停止(21日車)       | 貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項 | 令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)                                   |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 住田郵便局  | 岩手県気仙郡住田町世田米世田米駅23  | 輸送施設の使用停止(25日車)       | 法第17条第4項                 | 令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)                                   |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 一迫郵便局  | 宮城県栗原市一迫真坂字高橋20-2   | 輸送施設の使用停止(20日車)       | 法第17条第4項                 | 令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)                                    |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 本荘郵便局  | 秋田県由利本荘市給人町43-1     | 輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告 | 法第17条第4項                 | 令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項) |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 狩川郵便局  | 山形県東田川郡庄内町狩川今岡112-8 | 文書警告                  | 法第17条第4項                 | 令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)                                   |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 酒田郵便局  | 山形県酒田市新井田町10-1      | 文書警告                  | 法第17条第4項                 | 令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)                                   |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 平田郵便局  | 山形県酒田市飛鳥字大道端25-28   | 文書警告                  | 法第17条第4項                 | 令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)                                       |
| 20260204  | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 | 余目郵便局  | 山形県東田川郡庄内町余目字猿田89-4 | 文書警告                  | 法第17条第4項                 | 令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)                                       |

|          |  |                       |       |                       |                     |          |   |
|----------|--|-----------------------|-------|-----------------------|---------------------|----------|---|
| 20260204 | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手<br>町2丁目3番1号 | 米沢郵便局 | 山形県米沢市金池3丁目<br>1-43   | 輸送施設の使用停止<br>(67日車) | 法第17条第4項 | 令和7年7月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として関根郵便局及び南原郵便局に監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項) |
| 20260204 | 日本郵便株式会社<br>(法人番号<br>1010001112577)<br>代表者小池信也 | 東京都千代田区大手<br>町2丁目3番1号 | 中野郵便局 | 福島県郡山市湖南町中野<br>南町46-1 | 輸送施設の使用停止<br>(21日車) | 法第17条第4項 | 令和7年9月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)             |